瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第8号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則(昭和40年瀬戸市規則第7号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する.

改正後	改正前				
(災害による市民税の減免)	(災害による市民税の減免)				

害により被害を受けた者が、次の表の減免対象 者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日 以後最初に到来する納期限と当該災害が発生し

た日から30日を経過する日とのいずれか遅い 日までに同条第3項の規定による申請をした場 合においては、その者に課する市民税額(分離 課税に係る所得割の額以外の額とする。) から 災害の日の属する年度(その翌年度の賦課期日 以後に災害が発生した場合においては、当該災 害が発生した日の属する年度及びその翌年度) において、当該災害が発生した日以後到来する 2以内の納期に係る納付額(特別徴収に係るも のにあっては、当該災害が発生した日の属する 月の翌月以降6月分以内の月割額) にそれぞれ

番号	減免対象	減免率		
<省略>	<省略>	<省略>		
(2)	自己(その	<省略>	<省略>	

同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を

減免する。

第3条 条例第51条第1項第5号に規定する災|第3条 条例第51条第1項第5号に規定する災 害により被害を受けた者が、次の表の減免対象 者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日 以後最初に到来する納期限と当該災害が発生し た日から30日を経過する日とのいずれか遅い 日までに同条第3項の規定による申請をした場 合においては、その者に課する市民税額(分離 課税に係る所得割の額以外の額とする。)から 災害の日の属する年度(その翌年度の賦課期日 以後に災害が発生した場合においては、当該災 害が発生した日の属する年度及びその翌年度) において、当該災害が発生した日以後到来する 2以内の納期に係る納付額(特別徴収に係るも のにあっては、当該災害が発生した日の属する 月の翌月以降6月分以内の月割額) にそれぞれ 同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を 減免する。

番号	減免対象者	減免率
<省略>	<省略>	<省略>
(2)	自己(その<省	格> <省略>

	者の <u>同一生計</u>				者の <u>控除対象</u>		
	配偶者及び扶				配偶者及び扶		
	養親族を含				養親族を含		
	む。以下同				む。以下同		
	じ。)が所有				じ。)が所有		
	し、かつ、居				し、かつ、居		
	住の用に供す	<省略>	<省略>		住の用に供す	<省略>	<省略2
	る住宅又は家				る住宅又は家		
	財について生				財について生		
	じた損害金額				じた損害金額		
	(保険金、損				(保険金、損		
	害補償金等に				害補償金等に		
	より <u>補填され</u>				より <u>補てんさ</u>		
	<u>る</u> 金額を除	<省略>	<省略>		<u>れる</u> 金額を除	<省略>	<省略2
	く。以下同				く。以下同		
	じ。)が、そ				じ。)が、そ		
	の住宅又は家				の住宅又は家		
	財の価額の1				財の価額の1		
	0分の3以上				0分の3以上		
	10分の5未				10分の5未		
	満の者				満の者		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略2

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第3条の表中「補てんされる」を「補填される」に改める改正規定は、公布の日から施行する。